4　事業費及び国庫負担額分類表

事業主体別	区分	工事費	事務費	事業費	国庫負担額	負担率	市町村数
都道府県	一般分	44,015,925	1,161,026	45,176,951	30,231,250	0.669	－
	離島分	2,675,798	55,442	2,731,240	2,184,990	0.800	－
	激甚災分	－	－	－	－	－	－
	計	46,691,723	1,216,468	47,908,191	32,416,240	0.677	－
市町村	一般分	12,360,372	530,766	12,891,138	8,699,707	0.675	350
	離島分	533,873	23,091	556,964	445,570	0.800	19
	激甚災分	5,025,397	137,450	5,162,847	4,743,203	0.919	7
	計	17,919,642	691,307	18,610,949	13,888,480	0.746	376 (369)
管理組合	一般分	－	－	－	－	－	－
	離島分	－	－	－	－	－	－
	激甚災分	－	－	－	－	－	－
	計	－	－	－	－	－	－
合計	一般分	56,376,297	1,691,792	58,068,089	38,930,957	0.670	350
	離島分	3,209,671	78,533	3,288,204	2,630,560	0.800	19
	激甚災分	5,025,397	137,450	5,162,847	4,743,203	0.919	7
	計	64,611,365	1,907,775	66,519,140	46,304,720	0.696	376 (369)

（注）１　激甚災害とは、激甚災害特別財政援助額による嵩上対象事業をいう。すなわち、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害となった災害のうち、特別財政援助の交付対象となった事業をいう。
２　離島分とは、「離島振興法」、「奄美群島振興開発特別措置法」及び「小笠原諸島振興開発特別措置法」の適用を受ける地域の事業をいう。
３　市町村数の計の( )書きは一般分、離島分及び激甚災分の重複を除いたものである。